

国 港 技 19 号
平成 26 年 5 月 16 日

地方整備局 港湾空港部長 あて

港湾局 技術企画課長

請負工事成績評定基準の改正について

今般、別添のとおり改正したので、平成26年8月1日以降に入札公告を行う工事に適用されたい。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表(案) 新旧対比表

(新)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表																				
7. 法令遵守等	<p>■法令遵守等における減点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">措 置 内 容</th> <th style="text-align: center;">点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td style="text-align: center;">-20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">-15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">-13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 文書注意</td> <td style="text-align: center;">- 8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意</td> <td style="text-align: center;">- 5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 工事関係事故又は公衆災害が発生したが、当該事故にかかる措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。</td> <td style="text-align: center;">- 3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8. その他 理由</td> <td style="text-align: center;">- 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9. 不問 (工事関係者事故または公衆災害が発生したが、安全管理の措置に不適切がない場合で、指導付き不問を含む。)</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行すること限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、「8. その他」の項目で減ずる措置を行う。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した。(発注者が特別な事情を有しないと認めた場合、又は特別な事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合) ※工事請負契約書第7条の2 	措 置 内 容	点 数	<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	- 8点	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	- 5点	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係事故又は公衆災害が発生したが、当該事故にかかる措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。	- 3点	<input type="checkbox"/> 8. その他 理由	- 点	<input type="checkbox"/> 9. 不問 (工事関係者事故または公衆災害が発生したが、安全管理の措置に不適切がない場合で、指導付き不問を含む。)	該当なし
措 置 内 容	点 数																				
<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点																				
<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																				
<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																				
<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点																				
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	- 8点																				
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	- 5点																				
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係事故又は公衆災害が発生したが、当該事故にかかる措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。	- 3点																				
<input type="checkbox"/> 8. その他 理由	- 点																				
<input type="checkbox"/> 9. 不問 (工事関係者事故または公衆災害が発生したが、安全管理の措置に不適切がない場合で、指導付き不問を含む。)	該当なし																				

(旧)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表																				
7. 法令遵守等	<p>■法令遵守等における減点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">措 置 内 容</th> <th style="text-align: center;">点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td style="text-align: center;">-20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">-15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">-13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td style="text-align: center;">-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 文書注意</td> <td style="text-align: center;">- 8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意</td> <td style="text-align: center;">- 5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 工事関係事故又は公衆災害が発生したが、当該事故にかかる措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。</td> <td style="text-align: center;">- 3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8. その他 理由</td> <td style="text-align: center;">- 点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9. 不問 (工事関係者事故または公衆災害が発生したが、安全管理の措置に不適切がない場合で、指導付き不問を含む。)</td> <td style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行すること限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、「8. その他」の項目で減ずる措置を行う。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 	措 置 内 容	点 数	<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	- 8点	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	- 5点	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係事故又は公衆災害が発生したが、当該事故にかかる措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。	- 3点	<input type="checkbox"/> 8. その他 理由	- 点	<input type="checkbox"/> 9. 不問 (工事関係者事故または公衆災害が発生したが、安全管理の措置に不適切がない場合で、指導付き不問を含む。)	該当なし
措 置 内 容	点 数																				
<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点																				
<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																				
<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																				
<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点																				
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	- 8点																				
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	- 5点																				
<input type="checkbox"/> 7. 工事関係事故又は公衆災害が発生したが、当該事故にかかる措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合。	- 3点																				
<input type="checkbox"/> 8. その他 理由	- 点																				
<input type="checkbox"/> 9. 不問 (工事関係者事故または公衆災害が発生したが、安全管理の措置に不適切がない場合で、指導付き不問を含む。)	該当なし																				

(新)

別紙-5①

「施工プロセス」のチェックリスト

1. 工事名 工事
2. 工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
3. 受注者名

地方整備局

事務所名:
主任技術評価職員名:

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に改善通知や改善指示及び是正状況等を記入する。
③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

(1/4)

Table with columns for check items, checklist overview, timing (before start, during construction, completion), and remarks. Includes rows for contract documents, quality assurance, and safety measures.

(旧)

別紙-5①

「施工プロセス」のチェックリスト

1. 工事名 工事
2. 工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

地方整備局

事務所名:

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に改善通知や改善指示及び是正状況等を記入する。
③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

(1/4)

Table with columns for check items, checklist overview, timing (before start, during construction, completion), and remarks. Includes rows for contract documents, quality assurance, and safety measures.